

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

千葉県規則第10号

千葉州市税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉州市税条例施行規則（昭和49年千葉県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16号様式その1（裏）中「特例基準割合（令和3年1月以降の期間については、延滞金特例基準割合。以下、同じ）」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「特例基準割合」（令和3年1月以降の期間については、延滞金特例基準割合）」を「延滞金特例基準割合」に改める。

第16号様式その2中

「

寡婦		寡夫
一般	特別	

」を「

寡婦	ひとり親	

」に改める。

第18号様式を次のように改める。

# 第 18 号様式

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入 主たる給与以外の合算 所得区分 その他の所得計	課税標準	所得区分	所得者	住所
所得控除	医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	控除額	所得区分	配偶者 扶養親族 基礎控除 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	所得者
特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額
納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額

受給者番号	氏名	指定番号
住所 (1月1日現在)		宛名番号
千葉市		

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して、審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消を求めるときは、前記の審査請求に係る最終の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に千葉市を窓口として「事務用紙」を提出する必要があります。届期を過ぎても異議を申し立てることができます。なお、あなたの収入の減少は、前記の審査請求に対する取消決定を経なければ行われませんが、取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。

年 月 日 千葉市長 印  
問合せ先

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入 主たる給与以外の合算 所得区分 その他の所得計	課税標準	所得区分	所得者	住所
所得控除	医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	控除額	所得区分	配偶者 扶養親族 基礎控除 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	所得者
特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額
納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額

受給者番号	氏名	指定番号
住所 (1月1日現在)		宛名番号
千葉市		

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して、審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消を求めるときは、前記の審査請求に係る最終の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に千葉市を窓口として「事務用紙」を提出する必要があります。届期を過ぎても異議を申し立てることができます。なお、あなたの収入の減少は、前記の審査請求に対する取消決定を経なければ行われませんが、取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。

年 月 日 千葉市長 印  
問合せ先

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入 主たる給与以外の合算 所得区分 その他の所得計	課税標準	所得区分	所得者	住所
所得控除	医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	控除額	所得区分	配偶者 扶養親族 基礎控除 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	所得者
特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額
納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額

受給者番号	氏名	指定番号
住所 (1月1日現在)		宛名番号
千葉市		

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して、審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消を求めるときは、前記の審査請求に係る最終の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に千葉市を窓口として「事務用紙」を提出する必要があります。届期を過ぎても異議を申し立てることができます。なお、あなたの収入の減少は、前記の審査請求に対する取消決定を経なければ行われませんが、取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。取消決定を受けた日から起算して1か月以内に「事務用紙」に署名捺印して審査請求する必要があります。

年 月 日 千葉市長 印  
問合せ先

第20号様式（裏）、第21号様式その2（裏）、第25号様式その3（裏）、第30号様式の9、第32号様式、第36号様式、第36号様式の9及び第43号様式（裏）中「特例基準割合（令和3年1月以降の期間については、延滞金特例基準割合。以下、同じ）」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「特例基準割合」（令和3年1月以降の期間については、延滞金特例基準割合）」を「延滞金特例基準割合」に改める。

第44号様式中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。